

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

二

米側とり接衝

極秘

内閣
第5号

沖縄の自治権拡大について

昭37.9.6
亜 北

9月7日、米大使館グッドイヤー参事官及びサタリナー等書記官は二週間の予定をもつて沖縄を訪問し、米民政府と当面の問題を協議する趣であるが、その訪問の目的の一つとして、沖縄に対する日本の援助問題とともに自治権拡大の問題についても、意見の交換が行われることが予想される。

米側は、目下自治権の拡大について、次の2点を当面の問題の内容にしているように推測される。

1. 自治権の拡大は、沖縄政府のイニシャティブにより民政官に対してなされた要望にもとづいて考慮されること。

2. 琉球政府の行政能力が充分でないため、自治権の委譲について多分の憂念を抱いている。従つて、このような状況において日本側より、自治権の拡大について米側にプレッシャーをかけることは、現段階では不得策であろうと考えられる。

秘
打

アメリカ局長 *カ* アジア局長 *平*

事務次官 *カ*
外務審議官 9. 1962
官房長官 *カ*
OCT. 16, 1962
官房総務参事官 *カ*

参事官 *カ* 卜部参事官 *カ*
総務参事官 *カ*

北米課長 *カ* 北東アジア課長 *カ*

沖縄援助に関する本側構想について。
情報 *カ*

昭 37. 10. 12

西 比 (補)

10月11日在京米大使館サリヤ書記官は、アミ局

参事官を来訪して、沖縄援助に関する日本折衝の主

題となるべき協議事項の本側構想について、要旨次々と

お話しした。

記

(1) 沖縄援助に関し、日本内閣府にそれぞれ分担して

行うべき援助供与についての取極案を日本側に提示

おしよ走である。

(1) 同援助の技術的事項に関する諸問題について、

^{高談}
(negotiate)する ~~機~~機関として高等弁務官、琉球政府

及び日本政府那翰南連事務所、各代表をもって構成

する Tripartite Council を那翰に設置する。

(2) また、沖縄の諸問題に関し政策的検討を行うため

^{ライソワ大使及大平外務大臣と協議する。}
の機関として Consultative Committee と東京に設置

する。

上記案については、沖縄立法院遷移前9/10月中旬に

ライソワ大使より大平大臣にその草案が提示されること

となすであろうと述べた。

大屋に渡す
大屋に渡す
大屋に渡す
大屋に渡す
大屋に渡す

沖縄問題の基本的政策の確定
について

38. 2. 12
西 北

「沖縄問題」は、政治的問題及び事務的問題の
2つの範疇に大別して考察することができる。

前者、すなわち政治的問題とは、(1)施政権の返
還及び(2)自治権の拡大に関する問題である。

後者、すなわち事務的問題とは主として、沖縄
に対する経済技術援助及び懸案事項の処理に関す
る問題である。

1. 政治的問題

一般世上に論議されているいわゆる「沖縄問
題」とは前者の政治的問題を意味している。

施政権の返還は高度の政治的折衝によらなけ
ればならないが、自治権の拡大の問題は自民党

沖縄問題特別対策委員会の支援のもとに総理府
特達局がとりあげることのできる格好な問題で
ある。ために、本問題は根強い国内政治上にか
らみついた要求となつている。

他面、本問題は日米間の高度の政治的観点か
らも意見の交換が行われた。即ち、1961年
6月の池田・ケネディ会談において本問題は1
つの課題としてとりあげられた。これに対し、
米側は昨年3月19日のケネディ大統領声明に
おいて、本問題の継続的検討を行う旨の態度を
明らかにした。よつて、日本側は本件に関する
発言の機会を確保するため、自治権拡大のため
の建設的提案をなし得る旨米側に申し入れた。

昨年9月13日「日本政府の琉球政府に対す
る援助に関するアメリカ合衆国政府との協議に

関してのわが方の方針に関する閣議了解」は、その末尾に「前記援助に関する日米協議と併行して沖縄住民の自治権の拡大について建設的提案を行うものとする」と述べているが、本了解は以上に述べた自治権拡大に関する対内的及び対外的関係の集約的な表明である。

しかしながら前述の閣議了解に基づいて具体的に日米間で本問題に関し協議を行わんとしても多大の困難が予想される。なんとすれば

(1) 米側は本問題についてはマツキューン民政官が目下琉球政府と協議検討中であるので、日本政府が現在本問題について何らかの意味のプレッシャーをかけることは、逆効果を生ずる結果となるであろうとの見解を持しており、

(2) これに対し、総理府特選局の見解は、昨年同局が作成した「沖縄住民の自治権拡大に関する提案」中に示されているが、その内容は日本政府が琉球政府に対し相当の規模の行政的、技術的援助の供与を前提とする立法、司法、行政、経済等、きわめて広範囲にわたり琉球政府への権限の移譲を要求するものであるからである。

以上に対内的及び対米折衝上の経緯について述べたが本問題は又沖縄住民にとつても一つの政治問題である。昨年11月に行われた立法院議員の選挙において、沖縄自民党は4名減少し、社会大衆党は2名増加したが、その理由としては、自民党の選挙綱領は、自治権拡大に消極的であつたが、社会大衆党は種

極的であつたとの差違によるものと一般に信ぜられている。従つて沖縄自民党は今後、本問題をより積極的に推進しなければならない立場に追い込まれるであろうが、このような事情は日本の自民党の態度にも反影するであろうことは想像に難くない。上述のとおり、自治権拡大の問題は、沖縄問題に関する日米間の機微な案件であり、双方の見解に相当の相違があるに拘わらずこれをとり上げて日米の間で協議しなければならない条件が醸成されつつあることは、否定できない事実である。

現在のところ、主管課の見解としては、日本側が実質的な施政権返還を意図するが如き自治権の拡大を要求することは現在の状況においては現実性に乏しいと云わざるを得ない。従つて、

日本側としては沖縄に対し先づもつて経済技術援助を与えることに重点を注ぐこととし、自治権拡大の問題は必要に応じて随時米側と折衝を行うことが最も時宜に適した方法であると考えらる。従つて、自治権拡大についての当面の問題としては合理的な要求例えば次のごとき

イ、高等弁務官の行政公務員の任命権の行政主席への委譲

ロ、出版物の許可制の廃止

ハ、立法院に立法権が移譲さるべきものと認められる布告布令

等の数点にしぼつて、米側と話合ふことが適切ではなからうかと考えている。

2 事務的問題

日本政府の援助供与は昭和³³32年末日米間

閣に成立した合意に基づき⁴3年より実施されてきているが、その援助予算は総理府特連局、文部省、厚生省及び運輸省気象庁等に配分されていたため、当省は援助予算配賦を受けた各主務官庁よりの個別的な要請に基づき援助に関する所要事項について対米折衝上の事務処理を行ってきたが、これに付随して対内的調整を行わざるを得ない事例が少なくなかった。更に、援助の増加と多様化に伴い事務が複雑化してきたため、その合理的処理の必要性が痛感されていた。かかる事態の改善をはかるための一つの措置として、元来特連局は沖縄問題の処理機関として設置された経緯にもかんがみ、昭和38会計年度より上記各省に配分されていた沖縄援助予算は同局に集中されることとなった。更に又、

以上述べた^後総理府の地位にかんがみ総務長官は近く設置せらるべき協議委員会の構成員として同委員会に出席することが予定されている。

以上の事実を鑑み総理府特連局は沖縄に対する経済技術援助に関し外交政策上の問題を除く諸般の事務に関しその責任において米大使館と直接協議を行うべきことを要望している。以上の国内調整機能の改善に即応して複雑多岐化した対米折衝上の事務処理を合理化し、総理府特連局の要望にそつて可能な限りの事務を同局に委譲することは時宜に適した措置と考えられる。よつて沖縄問題に関し、主管課が現在まで処理に当たっていた外交政策を除く諸般の事務を同局に委譲したとしても沖縄援助に関する基本的取極め及び覚書は確立された現状よりみて、主管

課が適宜協力を与えるならば、特連局が沖縄援助を実施する上に非常な困難があるとは考えられない。

もつとも、沖縄援助に関し、総理府特連局が米大使館と直接協議を行うことの可否については、米側の承認を取付けることが必要であるが、事務の委譲が米側に困難を生ぜしめないような方法において漸進的、かつ現実的解結方法をとるべきことを説明すれば、米側を納得せしめることは非常な困難があるとは考えられない。

以上の見地より、外務省と総理府特連局との間の沖縄に対する経済援助に関する所掌事務を次のように規定することとしたい。

(イ) 外務省は協議委員会の事務及びその運営について責任を負う。

(ロ) 総理府特連局は協議委員会の決定の具体化（決定の執行、即ち日琉政府間において締結された援助に関する覚書の加除、修正及びその実施細目についての米側との協議を意味する。）について責任を負う。

（ただし、南連事務所の所掌業務が具体的に確立するまで、同所長は外務省員をもつて充てる）

3. 以上1.及び2.において沖縄問題に関する基本的問題の所在について述べた。これを要約すれば、

イ、政治的問題、特に自治権拡大の問題について基本的政策の確立が必要である。

ロ、事務的問題に関し、総理府特連局と業務協定を結び、沖縄援助に関する事務の簡素化を

図る必要がある。

の2点である。

極秘
部内
号

沖縄の自治権拡大に関する件

38. 3. 18
ア . 総

巫北2月15日付「沖縄問題の基本的政策の確立について」の文書中において「沖縄の自治権拡大」についての当面の問題として、日本側が米側と話し合うことが適当であると認められる合理的な要請事項及びその提案理由は、次のとおりである。

1. 沖縄住民の個人的自由に対する制限撤廃—

「出版許可制の廃止」

(1) 提 案

出版の事前許可制を廃止し、これを登録制にすること。

(2) 理 由

(4) 出版の自由は、米國大統領行政命令カ
12条(注1)によつて保障されている
が、1955年3月16日付米民政府布
令カ144号2部2章35節「あらかじ
め、琉球政府の許可を得ずして新聞、雜
誌、書籍、小冊子又は廻状を印刷する者
は、有罪の判決があつた場合は、5千円
以下の罰金若しくは6個月以下の懲役又
はその両刑に処することができる」旨の
規定により違反者に対しては刑罰が課せ
られることになつている。

上記布令カ144号の改正を企図して
公布された1959年5月13日付米民
政府布令カ23号の同規定では、「あらか
じめ琉球政府に登録しないで新聞、雜

誌、書籍、小冊子又は廻状を出版又は印
刷した者は、250ドル以下の罰金若し
くは1年以下の懲役に処し、又はこれを
併科することができる。」と改正され、
出版物については届出制をとることにな
つていた。然るに、同改正法は他の条項
との関係において現地住民側の反対が強
かつたため、その施行が延期されたため、
現在においても依然として上記許可制が
適用されているので、沖縄住民の強い希
望を考慮して、出版の許可制を廃止し、
これを登録制に改めることが望ましい。

(注)

大統領行政命令カ12条

高等弁務官は、この命令(カ11条

を含む)を遂行するに当つては、琉球列島内にある者に対し、言論、集会、請願、宗教及び出版の自由、法の正当な手続を経ない不当な捜索及び差押からの安全、並びに生命、自由又は財産の剝奪からの安全を含む、民主主義国の国民が享有する基本的自由を保護しなければならない。

2 高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲

(1) 提 案

(1) 行政副主席は、高等弁務官が、任命することになつてゐるが、これを行政主席が立法院の同意を得て任命するように改めること。

(2) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可により、行政主席が任命することになつてゐるが、これを行政主席が単独で任命できるように改めること。

(2) 理 由

(1) 琉球政府副主席は、1949年6月28日付米民政府布告カ/3号「琉球政府の設立」カ4条の規定により、選挙制とするか、又は別に定められるまで民政副長官(高等弁務官)が任命することとなつてゐる。

また、同条の規定により、行政主席は、立法院の立法により設置する行政各局の管理運営につき責任を負い、民政副長官(高等弁務官)の認可により各局に必要

な職員を任命することとなつている。

- (四) 琉球政府行政主席は、大統領行政命令が公布された1957年6月以前は、民政副長官が直接任命することになつてしたが、行政命令公布後は高等弁務官が立法院の代表者に諮つて行政主席を任命することとなつており、1962年3月19日付改正行政命令においても、行政主席は、立法院が高等弁務官が受諾しうるような適格者を指称しこれに基づいて同弁務官が任命することとなつている現状にもかんがみ、行政主席の補助者である行政副主席を高等弁務官が単独で直接任命するということは、権衡を失するものであり、かつ、行政命令の趣旨にもそなわ

ないものであると考えられる。

また、行政副主席の権限は、1952年2月29日付米布令第68号「琉球政府章典」第17条及び前記「琉球政府の設立」第4条に「行政副主席は、行政主席の委任する事務を行い且つ行政主席不在のとき、又は事故あるときはその期間中行政主席の職務を行う」ものと規定している。従つて、行政副主席は同主席と政治的行政的見解を一にする服心の者でなければならぬので、その人選については、行政主席の判断に委ねるべきである。

日本本土においては、行政副主席と同じ立場にある都道府県の副知事について

は、地方自治法カ162条において、知事が議会の同意を得て任命することになつているので、行政副主席についても、行政主席が立法院の同意を得て任命することとするのが妥当であると考えられる。

い 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可を得て、行政主席が任命することとなつているが、これらの職員は、行政主席の行政について、補助する者であるから、副主席と同様行政主席自身が任命すべきであると考えられる。

日本本土においても地方自治法カ172条の規定によつて、知事の補助者である職員の任命は、知事が単独で行なりことになつている。

(二) なお、このように公務員の任命権を行政主席に一任した場合においても、高等弁務官は行政命令カ11節の規定により、適格者と認めないときはすべての公務員を罷免できることとなつているので支障ないものと考えられる。

3. 米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

(1) 提 案

「琉球列島の施政に関する行政命令」(カ10713号)カ11条(a)項の規定により、高等弁務官により公布された布告及び布令のうち、施政権者としての米國が、米國の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がなく、かつ琉球列島に適

用されるものについては、琉球政府立法院にその立法権を委譲することが明らかにされている。

よつて立法院に立法権が委譲されるべきものと認められる布告、布令については、可及的速やかにその立法権が琉球政府立法院に委譲されるよう措置がとられることが望ましいと考えられる。

(2) 理由

「琉球列島の施政に関する行政命令」オ
11条(a)項の「高等弁務官は、この命令に基ついて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令又は規則を公布することができる。」の規定により、琉球列島米国民政府はこれまで約300件に及ぶ布

告、布令を公布してきたが、現在、その効力を有している^{1/2}のは約100件である。

これらの布告、布令の中には、沖縄住民の権利義務に関するものが多く、かつ、同行政命令オ7条の規定により、「立法院は対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使するもの」となっており且つ昨年3月19日の大統領声明の特定措置のオ5項「施政権者としての米國が、米國の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がない行政機能を琉球政府に委譲することについて継続的検討を行う」旨の言明にもかんがみ、対内的に適用されるべきであると認められる下記布告、布令については、立法院にその立法権を委

譲ることが妥当であると考えられる。

記

- 南西諸島及びその近海居住民に告ぐ(1949年軍政府特別布告第13号)
- 歯科衛生法(1951年民政府布令第32号)参照 医師法(1955年立法第74号)
歯科医師法(1955年立法第75号)
- 病院診療所に関する法(1951年民政府布令第34号)
- 歯科医師助手廃止(1951年民政府布令第42号)
- 医師助手廃止(1951年民政府布令第43号)
- 琉球大学財団(1951年民政府布令第50号)

- 琉球教育法(1952年民政府布令第66号)(教育委員会事項は既に死文であると思われる)
- 看護学校並びに看護婦の免許に関する布令(1956年民政府布令第162号)
- 警察局設置法(1961年高等弁務官布令第39号)

極秘
まで

沖縄の自治権拡大に関する件

38. 3. 18
ア . 総

西暦2月15日付「沖縄問題の基本的政策の確立について」の文書中において「沖縄の自治権拡大」についての当面の問題として、日本側が米側と話し合うことが適当であると認められる合理的な要請事項及びその提案理由は、次のとおりである。

1. 沖縄住民の個人的自由に対する制限撤廃—

「出版許可制の廃止」

(1) 提 案

出版の事前許可制を廃止し、これを登録制にすること。

(2) 理 由

(4) 出版の自由は、米国大統領行政命令カ12条(注1)によつて保障されているが、1955年3月16日付米民政府布令カ144号2部2章35節「あらかじめ、琉球政府の許可を得ずして新聞、雑誌、書籍、小冊子又は題状を印刷する者は、有罪の判決があつた場合は、5千円以下の罰金若しくは6ヶ月以下の懲役又はその両刑に処することができる」旨の規定により違反者に対しては刑罰が課せられることになつている。

上記布令カ144号の改正を企図して公布された1959年5月13日付米民政府布令カ23号の同規定では、「あらかじめ琉球政府に登録しないで新聞、雜

誌、書籍、小冊子又は廻状を出版又は印刷した者は、250ドル以下の罰金若しくは1年以下の懲役に処し、又はこれを併科することができる。」と改正され、出版物については届出制をとることになっていた。然るに、同改正法は他の条項との関係において現地住民側の反対が強かつたため、その施行が延期されたため、現在においても依然として上記許可制が適用されているので、沖縄住民の強い希望を考慮して、出版の許可制を廃止し、これを登録制に改めることが望ましい。

(注)

大統領行政命令カ/2条

高等弁務官は、この諭令(カ/1条

を含む)を遂行するに当つては、琉球列島内にある者に対し、言論、集会、請願、宗教及び出版の自由、法の正当な手続を経ない不当な捜索及び差押からの安全、並びに生命、自由又は財産の剝奪からの安全を含む、民主主義国の国民が享有する基本的自由を保護しなければならない。

2. 高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲

(1) 提 案

(イ) 行政副主席は、高等弁務官が、任命することになっているが、これを行政主席が立法院の同意を得て任命するように改めること。

(ロ) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可により、行政主席が任命することになつてゐるが、これを行政主席が単独で任命できるように改めること。

(2) 理由

(イ) 琉球政府副主席は、1949年6月28日付米民政府布告オ13号「琉球政府の設立」オ4条の規定により、選挙制とするか、又は別に定められるまで民政副長官（高等弁務官）が任命することとなつてゐる。

また、同条の規定により、行政主席は、立法院の立法により設置する行政各局の管理運営につき責任を負い、民政副長官（高等弁務官）の認可により各局に必要

な職員を任命することとなつてゐる。

(ロ) 琉球政府行政主席は、大統領行政命令が公布された1957年6月以前は、民政副長官が直接任命することになつてゐたが、行政命令公布後は高等弁務官が立法院の代表者に諮つて行政主席を任命することとなつており、1962年3月19日付改正行政命令においても、行政主席は、立法院が高等弁務官が受諾しうるような適格者を指桑しこれに基づいて同弁務官が任命することとなつてゐる現状にもかんがみ、行政主席の補助者である行政副主席を高等弁務官が単独で直接任命するということは、権衡を失するものであり、かつ、行政命令の趣旨にもそなわ

ないものであると考えられる。

また、行政副主席の権限は、1952年2月29日付米布令カ68号「琉球政府章典」カ17条及び前記「琉球政府の設立」カ4条に「行政副主席は、行政主席の委任する事務を行い且つ行政主席不在のとき、又は事故あるときはその期間中行政主席の職務を行う」ものであると規定している。従つて、行政副主席は同主席と政治的行政的見解を一にする服心の者でなければならぬので、その人選については、行政主席の判断に委ねるべきである。

日本本土においては、行政副主席と同じ立場にある都道府県の副知事について

は、地方自治法カ162条において、知事が議会の同意を得て任命することになつてゐるので、行政副主席についても、行政主席が立法院の同意を得て任命することとするのが妥当であると考えられる。

い 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可を得て、行政主席が任命することとなつてゐるが、これらの職員は、行政主席の行政について、補助する者であるから、副主席と同様行政主席自身が任命すべきであると考えられる。

日本本土においても地方自治法カ172条の規定によつて、知事の補助者である職員の任命は、知事が単独で行なうことになつてゐる。

9

(二) なお、このように公務員の任命権を行政主席に一任した場合においても、高等弁務官は行政命令オ/ノ節の規定により、適格者と認めないときはすべての公務員を罷免できることとなつていたので支障ないものと考えられる。

3. 米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

(1) 提 案

「琉球列島の施政に関する行政命令」(オ/07/3号)オ/ノ条(a)項の規定により、高等弁務官により公布された布告及び布令のうち、施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がなく、かつ琉球列島に適

10

用されるものについては、琉球政府立法院にその立法権を委譲することが明らかにされている。

よつて立法院に立法権が委譲されるべきものと認められる布告、布令については、可及的速やかにその立法権が琉球政府立法院に委譲されるよう措置がとられることが望ましいと考えられる。

(2) 理 由

「琉球列島の施政に関する行政命令」オ/ノ条(a)項の「高等弁務官は、この命令に基づいて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令又は規則を公布することができる。」の規定により、琉球列島米国民政府はこれまで約300件に及ぶ布

告、布令を公布してきたが、現在、その効力を有している^{もの}は約100件である。

これらの布告、布令の中には、沖縄住民の権利義務に関するものが多く、かつ、同行政命令ヲ7条の規定により、「立法院は対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使するもの」となっており且つ昨年3月19日の大統領声明の特定措置のオ5項「施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がない行政機能を琉球政府に委譲することについて継続的検討を行う」旨の言明にもかんがみ、対内的に適用されるべきであると認められる下記布告、布令については、立法院にその立法権を委

譲することが妥当であると考えられる。

記

- 南西諸島及びその近海居住民に告ぐ(1949年軍政府特別布告ヲ13号)
- 歯科衛生法(1951年民政府布令ヲ32号)参照 医師法(1955年立法ヲ74号)
歯科医師法(1955年立法ヲ75号)
- 病院診療所に関する法(1951年民政府布令ヲ34号)
- 歯科医師助手廃止(1951年民政府布令ヲ42号)
- 医師助手廃止(1951年民政府布令ヲ43号)
- 琉球大学財団(1951年民政府布令ヲ50号)

- 琉球教育法（1952年民政府布令ヲ66号）（教育委員会事項は既に死文であると思われる）
- 看護学校並びに看護婦の免許に関する布令（1956年民政府布令ヲ162号）
- 警察局設置法（1961年高等弁務官布令ヲ39号）

極秘
まで

沖縄の自治権拡大に関する件

38. 3 19
ア . 総

2月15日付「沖縄問題の基本的政策確定について」において、日本政府として沖縄の自治権拡大に関し、若し、米側に建設的提案を行うならば、その提示すべき項目として次の3項目を挙げておいたが、

- (1) 出版許可制の廃止
- (2) 高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲
- (3) 米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

上記3項目の具体的内容は付属1において詳細に述べたが、その内容は更に法律の見地より仔細に検討を行わなければならないであらう。

なお、自治権拡大に関する米側の見解は昨年
10月23日現在において次のとおりである。

「キャラウエー高等弁務官は自治権拡大に関
しワシントンより指示を受けている一方琉球政
府からも要請を受けているので目下同弁務官の
手許において検討中の趣である、しかしながら
現地に駐とんする軍隊の要求を考慮せざるを得
ないため機微な立場にある。」

このような機微な時にあたり、東京（日本政
府又は在京米大使館）より自治権拡大について
プレッシャーをかけることは、キャラウエー高
等弁務官の性格よりみてその促進となるよりも
むしろ逆の効果を生じるであらうと述べている。

その後、2月18日米陸軍省次官が沖縄より
帰途東京に立寄つたが、当日日本タイムスカ

面において「日本の沖縄自治権拡大について米側
は拒否しているので日米交渉は停頓している云
々、、、、。」

徳安総務長官は同日米大使と会見しその打開
策を講ずる予定である。」旨報道しているが、
本新聞報道は痛く米側を刺戟した趣である。

その後米側の自治権拡大に対する態度は次に
述べるように表現上の変化が認められるよう着
取せられる、すなわち、「日本側から建設的提
案を提示せられたときは拒絶するか、受入れる
かの何れかである。拒絶したとすれば日本の国
内政治上好ましからざる影響を与えるであらう。
また受入れたときは、日本側のイニシアティブ
によつて実現したとして、一般に伝えられると
きは、これまた好ましからざる影響を及ぼすこ

ととなるであらう」

以上の経緯にかんがみ、本件自治権拡大に関する建設的提案を行うか否かについては、高い政治的立場からの判断を待つことといたしたい。